

様式第六

許可証

令和8年3月17日

静岡県知事

鈴木 康友



宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第33条第2項（第35条第3項において準用する場合を含む。） } の規定により、下記の条件を付して許可する。

1 工事をする土地の所在地及び地番	沼津市獅子浜字大久保山1番2、沼津市獅子浜字小濱2番1、沼津市獅子浜字小濱8番、沼津市獅子浜字小濱9番1、沼津市江浦字魚見戸1番1、沼津市江浦字魚見戸3番2、沼津市江浦字魚見戸3番3、沼津市江浦字魚見戸4番1
2 工事主住所氏名	静岡県伊豆の国市中1398番地の2 木村土木株式会社 代表取締役 木村 信太郎
3 許可番号	静盛堆許第25004号
4 許可対象行為	土石の堆積
5 許可期間	(自) 令和8年4月1日 (至) 令和13年3月31日
6 条件	裏面のとおり

(裏)

(条件)

- ・ 施行条例を遵守すること。
- ・ 工事の施行は、許可申請書及び添付書類に基づいて行うこと。
- ・ 工事の施行中に災害が発生した場合は、適切な措置を講ずるとともに直ちに知事に報告すること。



(教示)

この処分について不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県知事に対してすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告（訴訟においては静岡県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。

なお、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると提起することができます。）。

(定期報告の義務)

本工事は定期報告の対象となります。

許可を受けてから完了検査に合格するまでの間(未着手の間も含む。)は、1月、4月、7月、10月の末日時点での工事の状況を、翌月末日までに報告する必要があります。
初回、提出月は5月となります。